

# 健康診断項目のお知らせ

平成 30 年 2 月 27 日

健康診断実施事業主 各位

公益社団法人宮城労働基準協会 気仙沼支部長  
(公印省略)

## 平成 30 年度からの健康診断項目の取扱いについて

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省労働基準局長から「労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施について」通達が発出され、「健康診断項目の省略は、医師が必要でないと認める場合のみできる。」ことの徹底が求められました（年齢による検査項目の一律省略はできなくなります。）。

つきましては、今後の定期健康診断は全項目検査（従来のA健診）が基本となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。ただし、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合には省略できる検査項目があります。

なお、局長通達は事業者の皆様へ委託先の健診機関が精度管理を含め健康診断を適切に実施しているか確認するよう求めています。委託先健診機関は内部精度管理、外部精度管理を適切に実施している健診機関であることを申し添えます。

### ■ 平成 30 年度からの健康診断項目の取扱いの概要は次のとおりです。

- ・ 定期健康診断は全項目検査（従来のA健診）が基本となります。
- ・ 実施時期は、平成 30 年 4 月 1 日以降の健康診断からとなります。
- ・ 労働者毎に医師が必要でないと認める場合にのみ「腹囲測定」、「血液検査」及び「心電図検査」の各項目を省略することができます。その場合、健康診断の申込み前に医師の判断（省略可能理由書等）が必要となります。
- ・ 定期健康診断の料金は、税抜で 7,400 円（従来のA健診の料金額）です。
- ・ 特定業務従事者（夜勤者等）の年 2 回目健診も同様となります。ただし、胸部X線検査は 1 年以内ごとに 1 回行えば足りるとされていますので省略し、料金は税抜で 7,000 円となります。

### ■ 問合せ先（気仙沼支部）

〒988-0053

気仙沼市田中前 3-2-16

公益社団法人 宮城労働基準協会気仙沼支部

電話：22-3560 FAX：22-3567